

太陽光発電設備の設置を目的とする場合の海津農業振興地域整備計画の農用地区域の変更基準

太陽光発電設備の設置を目的とする農用地区域の土地を除外する場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限りすることができる。

1. 農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる5要件すべてを満たすこと。(特に同法第13条第2項第1号に掲げる必要性があり、代替性がないことの根拠が明確であると認められること。)
2. 事業主体は、土地所有者であること。第三者が土地を購入又は賃借して事業を行う場合は、代替性の要件を満たさないため認められない。
なお、土地所有者が高齢等の理由により、推定相続人が代わって事業を行うことは妨げない。
3. 除外する土地が農用地の辺縁部であり、土地の周囲全体の半分以上が直接又は道路、水路等を介して農地以外の登記地目の土地に接していること。
なお、市街化の状況等など、周辺農地への影響を考慮し、市がやむを得ないと判断した場合はこの限りではない。
4. 除外する土地の周辺住民の同意があること。

(附 則)

この基準は、平成30年2月9日以降の海津市との事前協議から適用する。

(有効期限)

この基準は、平成34年度海津農業振興地域整備計画の変更をもって、その効力を失う。